

相続事業部からのご案内


コロナ禍の自社株 ここに注意！②


この記事を書いている時点で3回目の緊急事態宣言が発令される見込みであり、コロナ禍は一向に収束する気配を見せておりません。前回の記事では業績悪化の局面でも思わぬ株価の上昇を招くことがあるということをご説明しました。今回も引き続き、コロナ禍に関連すると思われる内容をご紹介します。

(1) 類似業種比準価額計算上の比準要素が1つしかない場合

非上場株式(いわゆる自社株)は、会社の規模である「中会社の大」や「小会社」の区分に応じた類似業種比準価額と純資産価額の採用割合に従って評価するのが原則でした(前回記事参照)。

しかし、類似業種比準価額の計算上用いる比準要素(配当金額・利益金額・純資産価額の3つ)のうち、自社の比準要素が1つしかない場合は、会社の規模にかかわらず

類似業種比準価額×25%+純資産価額×75% で計算しなければなりません。

昨今のコロナ禍で最も考えられるのが、「配当の支払無し／利益は赤字／純資産はプラス」となってしまったケースです。つまり、以前は利益を含めた比準要素が2つあったけれどコロナ禍により赤字となってしまった結果、比準要素が純資産の1つしかなくなってしまう、ということはあると思います。

【前回の設例に当てはめると・・・】(前号「コロナ禍の自社株 ここに注意！①」記事参照)

コロナ禍により「中会社の小」の区分(類似業種比準価額500円、純資産価額9,000円)になり、かつ比準要素が1つになった場合・・・ **500円×25%+9,000円×75%=6,875円** という計算になります。

コロナ前で1,900円、コロナ後で3,900円になった株価が、比準要素が1つになったことによりさらに高くなってしまいました。ただし、配当可能利益との兼ね合いになりますが、意図的に配当を出すことにより比準要素を1つ増やして対策を講じることは可能です。

(2) 類似業種比準価額計算上の比準要素が1つもない場合

比準要素が1つもなく0ということは、もはや同業他社との比較が不可ということになりますので、類似業種比準価額を用いることはできず、**純資産価額100%**で評価することになります。純資産の比準要素がない(=0以下)ということは純資産価額も0となり、従って株価は0円となる場合も多いですが、所有する不動産等が莫大な含み益を抱えている場合等は、当該含み益が反映された純資産価額のみで評価することになります。



紙面の都合上、各項目の細かい要件は省略いたしました。
より詳しい説明をご希望の場合は、お気軽にお問い合わせください。

(相続事業部 税理士 大宮拓郎)